

令和6年度 歯科健診の受診について（要綱）

- 1 健診対象者 三重県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。）
- 2 健診内容 歯・歯周組織の診査、口腔の清掃状況、粘膜・軟組織等の検査及び健診結果に基づく事後指導
なお、歯科医師が必要と認めた場合には、前歯部のみの歯冠クリーニング（16歳以上）、フッ素塗布（15歳以下）及びブラッシング指導を行います。
- 3 受診期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで
- 4 個人負担 無料
ただし、健診に引き続いて治療等を受けた場合、その費用は自己負担となります。
- 5 健診場所 公益社団法人 三重県歯科医師会の会員歯科医院
※三重県歯科医師会のホームページを参照（<https://www.dental-mie.or.jp/shikaiin/>）
- 6 健診の流れ (1)三重県歯科医師会の会員歯科医院に必ず「三重県歯科医師会の事業所歯科健診」である旨を伝えて歯科健診を予約します。
(2)予約完了後、「歯科健診受診券交付申請書」を当組合のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、所属所の共済組合事務担当課に「申請書」提出します。
なお、任意継続組合員は、「申請書」を共済組合に直接提出します。
(3)所属所の共済事務担当課から、「受診券（みどり色）」、「一般歯科健診票（4枚複写）」及び「請求に関するお願い」の交付を受け取ります。
(4)予約日までに「受診券」の裏面に受診者の氏名と「一般歯科健診票」の必要事項（太線部分）を記入しておきます。
(5)予約した会員歯科医院の窓口にて、組合員証等を提示し、「受診券」、「一般歯科健診票」及び「請求に関するお願い」を提出して歯科健診を受診します。
(6)健診後、歯科医院から、「健診票（健診結果）」の本人控えを受け取ります。
- 7 その他 (1)受診は、年度内に1人1回限りです。（複数回受診された場合、2回目以降の受診費用は全額自己負担となります。）
(2)組合員及び被扶養者の資格喪失後は受診できません。（資格喪失後に受診された場合、全額自己負担となります。）
(3)受診券発行後、受診を取り止めた場合は、受診券等を所属所の共済組合事務担当課に返却します。（任意継続組合員は、共済組合に返却します。）
(4)当組合が実施する「ファミリー歯科健診」との重複受診が可能です。